

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、介護保険制度、高齢者の実態把握調査などについて掲載しています。
また、平成28年度の予算についてのお知らせもあります。

■地域のデータ(平成28年2月29日現在)

総人口

124,936人

世帯数

48,811戸

65歳以上人口

31,054人

高齢化率

24.86%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.24
2016.4



1. 介護保険制度について

介護保険制度のあり方について、介護保険法を基にQ & A方式でご紹介いたします。

1. そもそも介護保険制度は何を目的としているの？

＜お答えします＞（介護保険法第一条より一部抜粋）

人間は誰でも年齢を重ねていきます。また、加齢により心や体の変化が伴い、またいろいろな病に罹ることも多くなります。このことで、これまで一人でできていたことが、できない状態になることがあります。例えば、

「入浴」「排せつ」「食事」等で
介護が必要

また

身体の衰弱により「機能訓練」「看護」
「療養上の管理」等の医療が必要

等があります。しかしながら、もし自分でできない（他人の手により介助される）こととなっても、

- ① 人としての尊厳を保持し、現在できる能力に応じて自立し日々の生活ができる。
 - ② 国民全員で共同連帯の理念を持ち必要な保健医療や福祉サービスを受けることができる。
- ことを目的としております。

「入浴のイメージ図」



「福祉用具のイメージ図」



2. 要介護（要支援）認定となりましたが、介護保険のサービスはどのようなものですか？

＜お答えします＞（介護保険法第二条より一部抜粋）

高齢者の方が、もし要介護状態により介護保険サービスが必要となられた場合、その介護保険サービスの内容等については、1. でお答えしました考えを基に『可能な限り居宅で自立し日々の生活ができるように配慮した』サービスを提供することを前提となっています。

3. 年をとってきたので、体や筋力が衰えたり、動かなくなったりしても、まあ仕方がないのではないですか？

＜お答えします＞（介護保険法第四条より一部抜粋）

人の体力・筋力等は、動かさなければ動かさないほど身体の状態が悪化（低下）していきます。年齢がいくつになっても体力・筋力の現状維持や改善することは大いにあります。そのことを踏まえ日頃の生活を行うための支援として、個々の身体状態に応じ必要な介護保険サービスを提供しております。

【最後に】ご自身の身体のことになります。『いつまでも、できるだけ自分自身で生活できるよう、またできるため現在自分のできる能力の維持向上への努力』をぜひともお願いします。また、介護保険サービスは、生活する上で、お世話されるためだけの利用ではなく、皆様一人一人が健康で過ごすための手助けとなるよう適切なサービス利用をお願いします。



これらのことは、介護保険制度の創設開始時期である2000年（平成12年）4月においてすでに介護保険法の第一条から定められています。ご利用者本人、そのご家族または介護保険サービス事業者関係者の皆様に改めて紹介するとともに、今後も介護保険制度のご理解をお願いします。



2. 自立支援ケア会議の開催について

本組合及び市町では、要支援・要介護認定を受け介護保険サービスをご利用される高齢者の方の計画書（介護保険サービス、自らの心身に対する維持及び向上の方法）について介護保険法の理念に基づき自立支援ケア会議と称した多職種による助言を受けることができる会議を実施しています。

この「自立支援ケア会議」は、前ページにて紹介いたしました、介護保険制度の目的や高齢者の本人の努力とともに適切な介護保険サービスの利用など、その支援内容について多職種からの意見を合意形成する会議です。

＜自立支援ケア会議の開催＞

- ・構成市町（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）主催
 - ⇒ 対象者（要支援１・２及び要介護１の軽度者を対象）
- ・鳥栖地区広域市町村圏組合（保険者）主催
 - ⇒ 対象者（住宅改修・福祉用具貸与利用者、有料老人ホーム等、地域密着型サービス（グループホーム等）の施設利用者）

自立支援ケア会議の開催イメージ図

※下記の線の部分が当会議の目的となります。



この自立支援ケア会議の開催については、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築の一部として推進しています。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



3. 高齢者の実態把握調査のため訪問を行います

今回、生活状況（実態調査）の把握のため、次の要領にて居宅へ訪問することとしました。

訪問の目的・・・毎年、基本チェックリスト（注1）の回答項目に応じて、お住まいの市町が実施する介護予防事業への参加をご案内してきました。しかしながら、毎年約3割の高齢者の方が未返送であり、その中にご本人またはご家族の方が「高齢者（私又は父・母）の心身状況を把握できていない」、または「相談したいが相談先がわからない」といった方も見受けられることから、地域包括支援センターの職員が直接高齢者の居宅先へ訪問する実態調査を行うこととしました。

（注1）基本チェックリストとは・・・「日々の生活状況（外出・歩行・体重等）に関する25項目により、高齢者本人の心身状況が把握できるもの」として厚生労働省が使用しているものです。

訪問対象者・・・平成27年11月に65歳以上で認定を受けていない高齢者の方を対象に実施した基本チェックリストの未返送者の内、一人暮らしや年齢等一定の条件に該当する方。

訪問者（調査員）・・・本組合が委託する地域包括支援センターの職員

訪問時期・・・主に平成28年4月から11月頃を予定

地域包括支援センターによる 居宅訪問



高齢者ご自身が心身の状態が把握
できない場合を想定し訪問



地域包括支援センターとは・・・

本組合（保険者）からの委託を受けて、高齢者に関する「総合相談」、「権利擁護」等を行っております。

なお、訪問する職員につきましては、職員証の提示を行い高齢者の健康や生活状況のみをお尋ねいたします。また、地域包括支援センターの職員は介護保険法により個人情報の保護について規定されておりますので、地域包括支援センターの職員が訪問した際には、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



4. 介護保険の手続きについて

介護保険の申請には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

平成28年1月から個人番号の利用が開始され、介護保険の各種申請の際に個人番号を記載していただくことになりました。

申請の際は、個人番号カード等の個人番号確認書類および運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。

なお、代理人が申請される際は、代理権確認のための書類および代理人の本人確認のための書類も必要ですので、あわせてご持参ください。

◎ 申請の種類ごとに、必要な書類の一例をお示ししますのでご確認ください。

○ 本人申請の場合

	個人番号の確認	本人確認
必要書類	個人番号カード 又は 個人番号通知カード 又は 住民票（番号付き） 等	個人番号カード 又は 運転免許証 又は パスポート 等 ※ 困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類 等

○ 代理人による申請の場合

	代理権の確認	代理人の本人確認	本人の番号確認
必要書類	・ 法定代理人の場合 … 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ・ 任意代理人の場合 … 委任状 ※ 困難な場合は、本人の介護保険被保険者証 等	・ 代理人の個人番号カード、運転免許証 等 ・ 官公署から発行された書類で、氏名、生年月日（又は住所）が記載されている写真付きのもの（居宅介護支援専門員証 等） ※ 困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類 等	・ 本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の住民票（番号付き）の写し 等

介護保険の申請は、サービスが必要になってからお願いします。

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315



5. ものわすれ・よかよか相談室の開催ご案内

年をとるとほとんどの人に「ものわすれ」が出てきます。
「あれ？今までと違う！」とはじめに感じるのは、家族や周りの人です。
初期であれば、改善方法がある時代、ひとりで悩んでいませんか。
あなたの相談についてお手伝いする窓口があります。
まず気軽にお話してみてください！



◆認知症の人は「何もわからない人」ではありませんよ。

◆介護する人は疲れていませんか、介護する人も大切な人です。

「ものわすれ・よかよか相談室」は、ものわすれや認知症について不安に思っているご家族や支援者などの、悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口です。

対応する職員は、認知症の方やご家族を支援する専門的な資格（看護師・認知症ケア上級専門士など）を持つとともに、認知症の家族の会の会員でもあり、これまで多数の相談を受けております。

また、職員は地方公務員法において秘密を守る義務が課されておりますので、個人情報を守られます。

ものわすれ・よかよか相談室窓口

0942-81-3111（担当：竹上、神崎）

◇相談料無料（来庁が困難な方は相談に応じます）



日 時：第1・3火曜日 13時30分～16時30分

場 所：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 2階和室
（鳥栖・三養基地区消防本部の南側）

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



6. 平成28年度介護保険会計予算について

平成28年度は、第6期介護保険事業計画の2年目の年となります。
昨年度と比べて、利用者増等により203,621千円の増、2.44%の伸びとなっています。

【歳入】

【単位：千円】

項 目	28年度当初	27年度当初	比較	伸率
1 保険料	1,836,305	1,788,334	47,971	2.68%
2 構成市・町負担金	1,326,906	1,268,466	58,440	4.61%
3 国・県支出金	3,040,772	3,001,206	39,566	1.32%
4 支払基金交付金※1	2,270,784	2,226,196	44,588	2.00%
5 基金等からの繰入金※2	77,976	64,920	13,056	20.11%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	8,552,757	8,349,136	203,621	2.44%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第6期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れるもの等です。

【歳出】

【単位：千円】

項 目		28年度当初	27年度当初	比較	伸率
1 総務費		228,426	188,635	39,791	21.09%
2 保険給付費		8,026,003	7,868,581	157,422	2.00%
内 訳	介護サービス等諸費（要介護者への給付）	7,116,045	6,931,826	184,219	2.66%
	介護予防サービス等諸費（要支援者への給付）	514,166	538,740	△24,574	△4.26%
	その他サービス等費※3	395,792	398,015	△2,223	△0.56%
3 地域支援事業費※4		246,324	239,916	6,408	2.67%
内 訳	介護予防事業費	85,036	83,328	1,708	2.05%
	包括的支援事業費	122,579	119,187	3,392	2.85%
	任意事業費	38,709	37,401	1,308	3.50%
4 その他		2,004	2,004	0	0.00%
5 予備費		50,000	50,000	0	0.00%
歳出合計		8,552,757	8,349,136	203,621	2.44%

※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。

※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ：総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせてお支払いされていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります (医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

介護保険料の納め忘れはございませんか？

平成27年度の介護保険料は、第10期(納期限：平成28年3月31日)が最後の納期分となりますが、これより以前の分で納め忘れとなっている保険料はないでしょうか？

未納の保険料がありますと、将来ご自身が介護サービスを利用される際に、利用者負担割合が通常より高くなるなど **給付制限**が生じる場合がございます。

今一度お手元の領収書や書類等で納付状況の確認をしていただきますようお願いいたします。

※ご家族の中に高齢者がいらっしゃるご家庭へお願い

65歳以上の方で、ご家族に心配かけまいと未納の分を溜め込んでしまうケースがみられます。将来介護を利用される場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の給付制限は大きな負担となることとなります。

ご家族内に65歳以上の方がいらっしゃいましたら、本人様宛の郵便物や介護保険料の納付状況を気に掛けていただけたら幸いです。

納付状況の確認、納付についての相談は、下記の介護保険料係までご連絡ください。

■お問い合わせは / 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

Tel0942-81-4825 FAX0942-85-2084

◎介護保険料に関すること . . . 総務課 収納対策室 介護保険料係

Tel0942-85-3637 FAX0942-81-3316

◎要介護・要支援認定に関すること 介護保険課 認定係

◎介護保険給付に関すること 介護保険課 給付係

Tel0942-81-3315 FAX0942-81-3316

◎介護予防に関すること 介護保険課 地域支援係

Tel0942-81-3111 FAX0942-81-3316